

第4章 計画の推進に向けて

都市の将来像の実現を目指し、市民とともに都市づくりを進めます。
都市づくりの取組みは次のとおりです。



1 市民参画と情報の共有化

- 都市づくりに市民が参画しやすい環境をつくるため、本計画の内容をはじめ、都市計画の仕組みや各種支援制度など、都市づくりに関する情報を市民にわかりやすく提供することに努めます。
- 市民の創意工夫による都市づくりの提案や、まちづくり協定の作成などにあたっては、勉強会や計画作成などの段階に応じて必要な情報提供などの支援を行います。

2 総合的かつ効果的な推進のための連携と調整

- 総合的かつ効果的な都市づくりを推進するため、庁内関係課が綿密な連携を図るとともに、関係機関との協議を行い、広域的な連携や調整も図りながら、都市づくりを推進します。
- 都市づくりに関する市民活動や団体を育成・支援し、市民主体の都市づくり体制の充実を図ります。
- 都市の将来像の実現に向けて、地域地区（用途地域など）、都市施設（都市計画道路、都市公園・緑地、公共下水道など）、地区計画などの都市計画制度を適切に活用します。
- 地域住民の自主的な市民活動やまちづくり協定などにより、地域の課題に応じたきめ細やかなまちづくりを進めます。

3 社会経済情勢の変化などに対応した計画の見直し

- 都市の将来像を実現するには長期間を要することから、計画内容には一定の継続性、安定性が要請されますが、社会経済情勢の変化や基本的な施策に変更が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。